

令和5年度県産米消費拡大キャンペーン（仮称） 運営等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、小売店における県産米需要の確保および県産米消費の拡大のため、県産米消費拡大キャンペーン（仮称）を実施するものである。

事業を円滑かつ効率的に実施するために、業務を委託することとしており、本業務を行うにあたり、提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより業務委託候補者を選定するためのプロポーザルを実施する。

※この実施要領に基づく選定は、業務を実施するにあたり、優先的に契約を締結する権利を持つ者を選定するため、予算成立前に実施するものであり、同選定により、委託契約を確定するものではない。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称：県産米消費拡大キャンペーン（仮称）運営等業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容：県産米消費拡大キャンペーン（仮称）運営等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間：契約の日から令和6年3月31日まで

(4) 委託見積限度額：

金25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）（予定）

※委託額は、“県産米小売店におけるキャンペーン（仕様書参照）の特産品”に係る代金を参加業者が同額負担するため、増額となる。見積もりはそれらの特産品の同額負担分を加味した上で作成し、それがわかるような形とすること。

3 本プロポーザルへの参加資格等

(1) 参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ② 本業務を実施するうえで、ふさわしい業務推進体制、ノウハウを備えていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 石川県から、競争入札の指名停止または見積り合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案受付期間において、指名停止期間中または参加排除期間中にある者でないこと。
- ⑤ 参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第6条に基づく暴力団、

暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- ⑦ 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。

(2) 次の事項に該当した者は、本業務について企画提案する資格を失う。

- ① 実施要領及び仕様書に定める条件や規定に従わない場合
② あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
③ 公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は、行おうとした場合

4 スケジュール（予定）

日 程	項 目
令和5年5月15日（月）	実施要領等の公表
5月19日（金）	要領等に関する質問および参加申込書の提出期限
5月15日（月） ～22日（月）	要領等に関する質問への回答（電子メールで回答）
5月31日（水）	企画提案書等の提出期限
6月5日（月） ～8日（木）	書面審査の実施
6月9日（金）	委託候補者選定結果の通知

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出方法

質問票（別紙1）により電子メールで提出すること。

なお、電子メールを受信した後、事務局から確認メールを返信するため、その確認メールをもって質問の受付を完了したものとする。

(2) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
県産米消費拡大キャンペーン実行委員会事務局
（石川県農林水産部ブランド戦略課内）

TEL：076-225-1614、FAX：076-225-1624

メールアドレス：e210390@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出期限：令和5年5月19日（金）午後4時（必着）

(4) 質問への回答方法

受付した質問への回答は5月22日（月）までに電子メールにより行う。

6 審査参加申込書

(1) 提出方法

参加申込書（様式1）により電子メールで提出すること。

なお、電子メールを受信した後、事務局から確認メールを返信するため、その確認メールをもって参加申し込みの受付を完了したものとする。

- (2) 提出先：上記5（2）に同じ。
- (3) 提出期限：令和5年5月19日（金）午後4時（必着）

7 企画提案書等の提出

- (1) 下記①から⑥までの書類を8部（本通1部、写し7部）提出すること。
 ※内容によっては追加書類の提出を求められることがある。
 - ① 県産米消費拡大キャンペーン（仮称）運営等業務委託プロポーザル参加申込書（様式1）
 - ② 会社概要（様式2）
 ※法人の概要が記載されたパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。
 ※共同企業体で参加する場合、すべての構成員分を提出すること。
 - ③ 過去5年間の類似事例の実績（様式3）
 ※パンフレット、実績報告書等がある場合は、併せて添付すること。
 - ④ 業務の実施体制（様式4）一責任者氏名および職務経歴、人員配置、実施体制等
 - ⑤ 企画提案書（任意様式）
 ※業務内容、業務スケジュールなどが具体的に分かるように記載すること。
 - ⑥ 経費見積書（任意様式）
 ※積算の内訳が具体的に分かるように記載すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後4時までとする。（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着）

(3) 提出先：上記5（2）に同じ。

(4) 提出期限：令和5年5月31日（水）午後4時（必着）

(5) 企画提案書記載上の留意事項

企画提案書および見積書（任意様式）は、実施要領及び仕様書等に記載されている条件を踏まえて作成すること。

(6) その他留意事項

- ① 資料提出後の追加、訂正は認めない。
- ② 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

8 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、事務局において書面にて実施する。

9 審査基準

評価項目	企画提案の内容（企画力）	本業務の実施内容をより豊かなものとする提案が具体的に示されており、かつ実現可能なものであるか。
		メディアやSNS等を活用し、本キャンペーンがより多くの一般消費者へ周知されるような提案がなされているか。

	キャンペーンは、より多くの一般消費者が参加可能、かつ県産米を販売する小売店への負担が少ないような方法となっているか。
	トップセールスの内容は、より多くの一般消費者への影響力、周知効果を期待できるようなものか。
業務の実施体制	配置予定担当者に関し、人員及びほかの手持業務の状況から本業務に十分専念できると認められるか。
取組姿勢	委託業務の目的に照らして、理解が得られているか。
効果的な提案（訴求力）	消費者の購買につながるような効果的な提案がされているか。
実績等	過去の実績（イベント企画、PR実績等）、セールスポイントなどから、業務遂行能力が認められるか。
価格（費用対効果）	妥当性があるか。プレゼントが魅力的か。
結果の分析	実施結果の分析方法について具体的に示されているか。

10 業務委託候補者の選定及び審査結果の通知

- (1) 参加者から提出された企画提案書等の審査にあたっては、審査委員会に諮り、評価点が最高点の企画提案書等を提出した者を業務委託候補者とする。
- (2) 審査内容については、公表しない。
- (3) 審査結果については、採用・不採用に関わらず文書により参加者へ通知する。
- (4) 参加者は、選定結果について異議申し立てをすることができない。
- (5) 参加者が次の各号の一に該当する場合は失格とする。
 - ① 提出期限に遅れた場合
 - ② 実施要領等の条件を満たさない場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 審査に影響を与えるような工作、又はその疑いのある行為をした場合

※審査委員は、実行委員会に加入する生産者団体、米卸、販売事業者、飲食事業者、行政の実務担当が担うものとする。

11 契約の締結

審査の結果、業務委託候補者と協議を行い、事業の実施に関する事項等について合意できた場合に、契約を締結する。

なお、業務委託候補者との協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

13 その他の留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の作成等にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権、所有権その他一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 事務局は、採用した企画提案を企画書の原案とするが、当該提案者と協議のうえ、その一部を変更することができる。
- (6) 参加者は、本公募において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。
- (8) 参加業者の負担金によっては委託額が増額となる可能性もあり、その際は、変更契約を行う。

14 業務の一括

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

15 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
県産米消費拡大キャンペーン実行委員会事務局
(石川県農林水産部ブランド戦略課内)

担当：小森、荒井

TEL：076-225-1614、FAX：076-225-1624

メールアドレス：e210390@pref.ishikawa.lg.jp